

第3章

会社道德主体性（corporate moral agency）をめぐる論争 —French説とVelasquez説を中心に—

後藤 伸

目次

1. 課題の設定
2. 会社の意図と行為
 - 2-1 Frenchの主張（1979年）
 - 2-2 Velasquezの主張（1983年）
 - 2-3 小括
3. その後の両者の展開について
 - 3-1 Frenchの展開（1995-96年）
 - 3-2 Velasquezの展開（2003年）
 - 3-3 小括
4. 考察

1. 課題の設定

会社に代表される組織をどうみるかについては、基本的に二つの見方が提示されてきたと考えられる。一つは、組織というものは元来が成員（メンバー）の集まりにすぎず、したがって組織の行動は成員の行動によって説明可能であると見る見方である。この見方によれば、実在するのは（諸）個人であり、その個人が権利義務の主体として行為する。国家、国民、株式会社、家族などの社会集団が個人と同じように取り扱われることがあったとしても、それは手短で便宜的な表現の問題にすぎず、これら社会集団が個人と同じく存在するわけではないとされる。¹ この見方を方法論的個人主義（methodological

¹ たとえば「[社会] 集団は、諸個人の営む特殊な行為の過程および関連にほかならない。なぜなら、私たちにとっては、諸個人だけが意味ある方向を含む行為の理解可能な主体

individualism) と呼ぶならば、これと対極に立つ見方が方法論的集合主義 (methodological collectivism) であろう。この見方によれば、組織の行動は成員の行動を抜きにしては語れないものの成員の行動にすべてを還元できないこと、また組織は成員が交替しても存続するという独自の存在をもつとされている。²

本稿では、この組織の見方についての二つの方法論を直接にとりあげて論じることが目的ではない。これら二つの方法論のそれぞれをベースとしながら会社 (corporation) という組織の責任問題、とりわけ道德責任の問題について考察をくわえている研究者の主張を比較対照することをとおして、組織の分析に有効な方法は何かを探ることを目的としている。³ ここで取りあげて対比したいのは、Peter A. FrenchとManuel G. Velasquezの二人である。⁴ 両者の著作や論文は数多いが、本稿では両者の主張の違いがよくわかり、またこれまでも数々の研究者によって頻繁に引用されているFrench [1979] とVelasquez [1983] の論文を中心に、その後の両者の持論展開もあわせて論じる。あらかじめ両者の対立する論点を述べておけば、会社は道德的人格 (corporate moral person) であるか否かである。⁵

以下、第2節では会社の意図と行為についての両者の対立点はなにかについて述べ、第3節ではその後の両者の主張の展開を紹介し、第4節では両者の主要点を確認しながらそれぞれの問題点をあげ、この論争からえられる組織分析上の示唆はなにかについてまとめる。

であるから。(中略) もともと、社会学にとっては、行為の主体としての集団的人格なるものは存在しないのである。」ヴェーバー [1922=1972]: 23. [] 内は引用者補。以下同じ。

2 「社会的事実を構成するものは、集合的なものとして把握された集団の諸信念、諸傾向、諸慣行にほかなら [ない]」。デュルケム [1895=1978]: 59.

3 通例、corporationは法律によって法人格をえた組織を指すが、ここでは組織成員によって構成される、営利組織をおもに想定している。

4 Peter A. French (1942-) はアメリカの哲学者で、アリゾナ州立大学で教鞭をとる (<https://isearch.asu.edu/sites/default/cv/peterfrench>)。Manuel G. Velasquezは同じくアメリカの企業倫理の教授で、Santa Clara UniversityのLeavey School of Businessで教鞭をとっている (<https://www.scu.edu/business/management/faculty/velasquez/>)。

5 Frenchが提起した問題 (会社の道德的人格論) については賛否を含め一大論争が巻き起こった。論争経過と賛否それぞれの論者の主張に関するサーベイとして宮坂 [2018] が参考になる。

2. 会社の意図と行為

2-1 Frenchの主張（1979年）

人が責任をとるという場合、それはどういう意味であろうか。Frenchの取り上げる責任（responsibility）とは、応答義務をもつこと、つまり説明責任（accountability）を負うという意味である（French [1979] : 210）。人がこのような責任をとる場合、どういう条件を満たしていなければならないのだろうか。Frenchによれば、それはつぎの二つの条件が必要であるという（French [1979] : 211）。

- ①その出来事（通常は厄介なこと）が、ある主体の行為に起因すること
- ②その出来事が、主体の意図的な行為の結果であること

Frenchは意図的な行為をおこなう主体を「デイヴィドソンの行為者（a Davidsonian agent）」と呼び、⁶ もたらされた結果に対する責任の帰属主体を道徳的人格（a moral person）であるとしている（French [1979] : 211）。ここでFrenchは、哲学者のドナルド・デイヴィドソンを援用して意図と行為の二要件を帰責の条件として取りだしている。もちろん、デイヴィドソンが行為者と呼んでいるのは、自分が意図して行為する人間のことであるが、人間ではなく組織である会社に人と同じような意図と行為を帰属させることができるのであろうか。

この疑問に対して、Frenchは然りと答える。当然のことながら、会社は生物学的人間とは異なり、みずからの手足をもって行動できるわけではない。会社の成員を通して行動するほかはない。⁷ それだけではない。そもそも会社はその行為をおこなう理由を独自にもつことができるのであろうか。生物学的にみた人間がある意図をもってその身体運動を通じてある行為をおこなうのと同じようなことが、会社の場合どのようにして可能なのであろうか。これらの疑問に対するFrenchの答えは、あらゆる会社は内部意思決定構造を

⁶ ちなみに、デイヴィドソンは行為者性（agency）についてつぎのように定式化している。「ある人がある出来事の行為者であるのは、彼がなしたことにに関して、彼がそれを意図的になしたという文を真ならしめるような記述が存在するときであり、またそのときにかぎられる。」デイヴィドソン [1980=1990] : 69.

⁷ 会社経営の意思決定に直接関与できる利害関係者として、経営者、従業員のほかに株主や債権者を考えることも可能である。ただ、French [1979] では、株主や債権者は明示的に会社の成員として数え上げられてはいない。

もっており、会社はこの構造を通して会社の理由にもとづいて会社行為をおこなうことができるというものである。

Frenchのいう会社の内部意思決定構造 (Corporation's Internal Decision Structure : CID構造) とは、つぎの二つの要素からなる (French [1979] : 212-13)。

(1) 組織の・あるいは責任の・フローチャート

会社の組織図は「プレイヤーたち」を識別し、会社内における地位と責任のラインを明確化する。「組織図は会社の意思決定の文法と呼べるものを提供する」(French [1979] : 213)。

(2) 意思決定の承認規則

これには二種類あり、一つは手続き的な承認で、ある階層で集的に到達された決定はより高い階層で裁可され、この過程は一部の決定については階層構造の最上層にいたるまで繰り返される。もう一つは会社の基本政策であり、諸決定はこの会社の基本的信念によって裏付けられ承認を受ける。「承認規則 (recognition rules) と呼んでいるものはその〔意思決定の〕論理を提供する」(French [1979] : 213)。⁸

かくして、CID構造は事業のために会社の権力 (corporation's power) を行使する人事組織 (personnel organization) であり、その主要な機能は会社のさまざまな階層からの経験を意思決定過程や承認過程へとまとめ上げること、あるいは別様にいえば生物学的人間の諸行為を会社行為に合体する (incorporate) ことにある (French [1979] : 212)。この過程を通して、人間の諸行為は会社の行為として再記述可能であり、会社はそれをおこなう理由をもって行為するという記述が成立する。このFrenchの主張をより一般的

8 組織図が会社の意思決定の「文法」を提供し、また承認規則が会社の意思決定の「論理」を提供するという表現は、若干わかりにくい表現である。ゲームにたとえた表現を使うとつぎのようになると思われる。たとえば、野球を例にとってみよう。野球では、攻撃側と守備側に分かれて、その各々の「プレイヤー」は9名から構成される。攻撃側はプレイヤーが1名ずつ攻撃するのに対して、守備側は9名のプレイヤーをフィールドに配置し、各人はたとえば投手、捕手というように役割が決められている、等々。このような野球ゲームの「文法」を踏まえて、攻撃側の1プレイヤーがダイヤモンドを1周すれば1点となり、3プレイヤーがアウトとなると攻守の交替がおこなわれる。攻守交替は原則として9回までで、点数を多くとった側が勝ちとなる。このような野球ゲームをゲームとして成立させる規則が、ゲームの「論理」となる。

な表記としてまとめると、つぎのようになろう。

<p>経営者Xがyをおこなう</p> <p>⇐ Xはyをおこなう理由をもつ</p>	<p>会社Cがzをおこなう</p> <p>⇐ Cはzをおこなう理由をもつ</p>
---	--

資料：French [1979]：212より作成

図1 出来事Eの記述

上記の図1で、実際に行為しているのは経営者Xであるが、それがなぜ会社Cの行為として、またそれが会社理由による行為となるのか。Frenchが引用論文の後半で述べている、ガルフ石油会社のカルテル参加の例（French [1979]：213-15）を参照しながら、かれの主張をいくつかの命題という形にわけて考えてみよう。

【その1】 「出来事Eは少なくとも二つの相 (aspects) で、つまり同一ではない二つの方法で記述できる」 (French [1979]：212)

カルテル参加の例では、出来事Eはガルフ石油会社のウラニウム・カルテルへの参加である。記述の二つの相とは経営者Xから見た相と会社Cから見た相のそれぞれの記述である。すなわち：

「経営者Xはyをおこなう」および「会社Cはzをおこなう」

例でいえば：

「経営者Xは賛成投票を投じる」および「ガルフ石油会社はカルテル参加を決定する」

また、CID構造との関連でいえば、経営者Xは会社組織図のなかでトップマネジメントの一人であり、カルテル参加問題について最終的な結論を出す立場にいる（一人である）。また、投票による採決は、CID構造のなかで定められた承認手続きの一つである。

【その2】 個人行為と会社行為は「因果的に分離不可能である」(French

[1979] : 212)

経営者の個人行為と会社行為はともに、出来事Eを引き起こすのに因果的には同一方向で作用する。つまり、経営者X、Y、Zの三人が一致してカルテル参加について賛成投票を投じておきながら、会社行為としてカルテルへの不参加決定はありえない。同じく、経営者X、Y、Zが一致してカルテル参加について反対投票を投じておきながら、会社行為としてカルテルへの参加決定はありえない。個人行為と会社行為とは出来事Eの原因として因果的に分離不可能なのである。また、CID構造との関連でいえば、X、Y、Z三名の経営者はカルテル参加問題を審議し最終的に結論をだす立場にあり、所定の手続きにしたがってだされた結論は会社の決定として承認される。

【その3】 個人行為と会社行為は互いに因果的な関係に立つものではない
(French [1979] : 212)

出来事Eを個人と会社という別の相から記述するという前提からして、個人行為が会社行為の原因であるとか、逆に会社行為が個人行為の原因である、ということはない。⁹

【その4】 個人行為と会社行為はそれぞれ「異なる因果的祖先をもつ」
(French [1979] : 212)

ここでいう「因果的祖先 (causal ancestors)」とは、行為の「理由 (欲求 + 信念)」を意味している。¹⁰ したがって、「異なる因果的祖先」をもつということは個人行為と会社行為のそれぞれの理由が異なるということである。Frenchはガルフ石油のカルテル参加問題の例において、賛成投票を投じる経営者の行為の理由はさまざまであるとして、場合によっては賄賂という金銭的な理由をもって個別の経営者が賛成投票することもありうると指摘する

⁹ ただし、個人行為がなければ、つまり経営者X、Y、Zのカルテル参加問題の決議のための投票行動がなかったとすれば、会社行為、つまりガルフ石油会社のカルテル参加の決定はなかったという意味で、個人行為は会社行為の十分条件となっている。Frenchは個人行為と会社行為の因果関係の有無を問題としながらも、後者の行為の成立条件については関心を払っていない。

¹⁰ French [1979] : 214. Frenchがここで起こっている、理由 = 欲求 + 信念という等値は、理由 = 意図という等値と同じ意味になる。それゆえ、ここでの行為の理由とは行為の意図を意味する。意図 = 欲求 + 信念という等値については、Frenchみずからのちに撤回している。後述の3-1を参照のこと。

(French [1979]: 214)。このような個人行為のさまざまな理由の如何にかかわらず、賛成投票が会社の一般的方針（たとえば利潤の増大）に合致するかがり、会社は既定目標の実現（の一つ）としてカルテルに参加するという行為の理由をもつ。

CID構造との関連でいえば、会社の決定として「再記述」される行為は、規定の承認手続きによって承認されるだけではなく、その決定が「事例となって裏づけている〔基本〕政策によっても内部的に承認される」(French [1979]: 213)。つまり、基本政策によって内部的に承認された決定は、会社の理由すなわち会社の意図により実施されたということである (French [1979]: 214)。

以上、紹介したように、Frenchのいう会社のCID構造は、「会社としての出来事の再記述を許し、また会社意図の帰属を許す」ことで、会社は人と同じように意図し行為することができるという (French [1979]: 214)。さきに紹介したように、Frenchは意図と行為の帰属主体を道徳的人格とみなしていた。人間と同じように、意図と行為の帰属主体として会社を考えられるならば、会社は道徳的人格となる。それも、消去不可能な、つまり会社成員の意図と行為に還元しつくされることのない「デイヴィドソンの行為者」として会社を位置づけることができるとされる (French [1979]: 211)。

2-2 Velasquezの主張 (1983年)

VelasquezのFrenchに対する批判内容を紹介する前に、まずはかれが会社行為をどのように考えているかを押さえておこう。Velasquezは、会社行為はそれが帰属する会社身体なるものに起因するのではなく、あくまで人間の身体（の運動）に起因することを強調する (Velasquez [1983]: 7)。しかし、このことは、かれが会社行為者性 (corporate agency) を否定していることを意味しない。かれは会社行為を会社成員の行為にすべて戻して説明するという還元主義的な立場を斥けるのである。かれによると、会社は、会社側に立ってみれば、①人間が務める職位 (positions) の集合、および②職位間の、同じく職位と社会の他人との関係性の集合からなる。さらに社会の側に立っ

てみれば、上記の関係性をもつ職位の集合が会社 (corporation) とみなされることを規定する構成規則 (constitutive rules) の集合がなければ会社は存在しないと指摘する (Velasquez [1983] : 18, note11)。したがって、会社行為は、「成員の行為にくわえてこれら行為と成員との間の、またこれら行為と社会との間の関係性の特定の集合を必要」とすると同時に、「構成規則という背景体系 (background system) を必要とする」。そしてこの構成規則こそが、そのような会社成員の「行為が会社の行為とみなされることを規定する」。¹¹

以上の会社行為に関する Velasquez の考え方を確認することで明らかとなることは、かれは会社行為がないということをもって French を批判しているのではないということである。成員の行為に還元しえない会社行為があることを認めたとえて、道徳責任を問われる意図と行為は会社ではなく、人間個人に還元して考える以外にはないと主張するのである。そこで、Velasquez のいう、責任を問われる意図と行為とは何かということが問題となる。

Velasquez は責任を問われる行為について、二つの要件があると指摘する。一つは主観的要件 (mens rea) であり、行為主体が意図をもってその行為をおこなったということである。もう一つは客観的要件 (actus reus) であり、行為主体の身体運動を通してその行為がおこなわれたということである (Velasquez [1983] : 3-4)。Velasquez がここでとくに問題とするのは、意図と行為との一般的な関係ではなく、責任を問われうる (blameworthy) 意図と行為である。Velasquez が掲げる主観的と客観的という二つの要件は、刑法でいう犯罪成立の要件、つまり犯意と悪しき行為にほかならず、当然のことながら犯罪は責任を問われうる行為である。さらに、Velasquez によれば、責任を問われうる行為は咎 (blame) と罰 (punishment) という概念と結びついている (Velasquez [1983] : 4)。咎と罰を科する以上、その行為は行為主体の意図にもとづき、行為主体の身体運動を通してなされたことが前提となる。はたして会社という組織は、主観的にも客観的にもさきのような責任

¹¹ Velasquez [1983] : 18, note11. Velasquez が会社行為を成員の行為にすべて戻していくという還元主義に反対するのは、その縮減の過程でおおくの前提的な要件、とくに制度的な要件 (構成規則) を捨象してしまうことに同意できないからだと推察される。

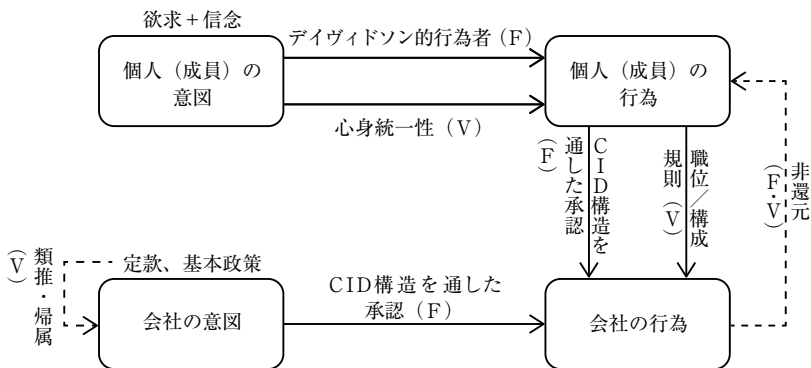
を問える存在なのであろうか、ということがかれの主張の軸点となる。

客観的要件からみた場合、会社は道徳責任の帰属主体となりうるのであろうか。なりえないというのがVelasquezの回答である。「人間の直接の運動が、その後で会社に帰属するその行為を構成した・ないしそれを生じさせた」のである以上、会社行為は「道徳責任の帰属が要請する仕方、つまりそれ自身の身体を直接に運動させることが要請する仕方」で生じることはないからである（Velasquez [1983] : 7）。したがって、「道徳責任を会社に帰属させることは、その成員によって遂行された行為という理由からして不適切である」（Velasquez [1983] : 7）。

Velasquezのいう道徳責任を問われる行為のもう一つの要素、主観的要件についてはどうであろうか。Frenchはさきにもたように、基本政策などによって内部的に承認された決定（行為）は会社の理由（意図）をもってなされたものとする。Velasquezは、政策や手順から会社の意図を類推すること、またそれを会社に帰属させることは一応認める。しかし、このことが「会社行為を意図的とするのではない」という（Velasquez [1983] : 8）。かれによれば、「会社政策や手順が意図的行為を生みだしえないという基本的理由は……意図的行為の概念が、会社にはない一定の心身統一（mental and bodily unity）をもつ行為者という概念に根拠をおいている」からである（Velasquez [1983] : 8）。計画や意図を形成する心をもっている行為者がみずからの身体的運動を直接コントロールすることでその意図を実行する場合、かれらは心身統一と呼べる。しかし、会社行為者はこの種の統一をもっておらず、その「意図」は適切な方法ではその行為に結びつかない。「会社政策と手順はそれ自身で意図を起因しないがゆえに、また意図を自身で遂行しないがゆえに、意図的行為を起因すると述べることはできない。……会社政策と手順はそれ自体他の行為者の意図的行為の産物そのものであり、他の行為者がそれにしたがうことを自由に選ぶ場合にのみ遂行されるのである」（Velasquez [1983] : 9。圏点は引用者補）。自身で意図を形成せず、自身で意図を遂行しえない存在に、行為の責任を問うことはできない。したがって、「会社はそれらの行為について道徳責任がある存在ではない」（Velasquez [1983] : 9）。

2-3 小括

会社に道徳責任を問えるのかという問題についてのFrenchとVelasquezの主張は、図2のようにまとめられるであろう。



F：Frenchの主張、V：Velasquezの主張、F・V：両者の主張

図2 FrenchとVelasquezの意図と行為に関する主張の図示

すでにみてきたように、Frenchは個人の意図と行為がどのようにして会社の意図と行為を成立させるかについて、CID構造という会社内部の決定・承認メカニズムに注目することで解き明かそうとしている。他方、Velasquezは会社成員の社内における職位とその相互関係を通して、また社会との間で結ぶ諸行為を会社行為とみなす社会的な構成規則を通して、会社成員の行為が会社行為を成立させることを認める。両者とも、会社行為は個人（成員）の行為にすべて還元されることはないという点で一致する。また、両者が完全に一致するわけではないものの、会社に帰属する意図についても、Frenchはそれが定款や基本政策に示されるとしてこれを認め、Velasquezは会社の手順や政策からこれを類推することが可能だとしている。しかし両者の一致や類似はここまでである。

両者の決定的な違いは、道徳的人格という観点からみた意図的行為主体の捉え方にある。Frenchは意図的行為の主体 (a Davidsonian agent) はただちに道徳的人格であるとする。会社は意図と行為において再記述可能であり、消去不可能な意図的行為の主体であることから、道徳的人格であることにな

る。それゆえ、その行為についても道德責任を問うことができるとされる (French [1979] : 211)。¹² これに対して Velasquez の議論の焦点は、責任を問われる意図と行為の要件の考察にあり、客観的および主観的な要件からして、意図的行為主体は心身統一体であることが必要不可欠であるとする。会社はこのような心身統一体を有しないことから、「それ自身で意図を起因しないがゆえに、また意図を自身で遂行しないがゆえに、意図的行為を起因すると述べることはできない」 (Velasquez [1983] : 9)。それゆえ、自身で意図を形成せず、自身で意図を遂行しえない存在について、その道德責任を問うことはできないと主張する。

3. その後の両者の展開について

3-1 French の展開 (1995-96 年)

すでに紹介したように、French は会社が消去不可能なデイヴィドソンの行為者であり、意図と行為の主体として道德的人格であると主張していた。しかし、1990 年代半ばに公表した著書や論文では、この基本的な主張を二点にわたり訂正するにいたった。すなわち第一に、会社を指示するに「人格 (person)」という用語の使用は、明瞭性よりも混乱と誤解を生みだした」として、「道德的共同体の主要な単位」として人格の代わりに「行為者 (actors)」という用語を用いることに訂正している。それは、「あるものが人間に似ているかどうかは、それが行為者としての資格をもつかどうかとは無関係である」からだという (French [1995] : 10)。French はここで、1979 年に発表した論文タイトル「道德的人格としての会社 (*Corporation as a Moral Person*)」を「道德的行為者としての会社 (*Corporation as a Moral Actor*)」に置き換えているのである。しかし、それが人格をもつか否かにかかわらず、意図をもった行為者については道德責任を帰すことができるという主張に変更はない。

さらにおおきな訂正の第二点として、この行為者の意図 (志向性) の分析では、これまで「行為のなかに現れるとおもわれる意図」にもつばら焦点を

¹² French が道德的人格という概念の説明をいっさいしないままに、意図的行為者をただちに道德的人格としていることについては疑問が提示されている。たとえば、Danley [1999] : 254。

合わせていたのに対して、「行為することを意図する状態」に合わせることに転換した (French [1995]: 11)。前者の場合、「ある行為が意図的にあるいは意図をもってなされたことを真実とするものは、その行為と・行為者の欲求し信じること・との関連についての諸事実」であり、この関連は因果的なものとされる。つまり「欲求は信念とあいまって意図的行為を引き起こす」というわけである (French [1995]: 11)。この意図的行為についての欲求－信念モデルによれば、将来の活動に関する意図はつねに欲求と信念との適切な組合せに還元されることになる。そうであれば、会社の意図とは比喩にすぎないか、あるいは必要とされる欲求と信念をもつ人間の意図に還元されることになる (French [1995]: 11)。会社が意図的行為者である以上、このようなモデルは拒否されなければならないとして、Frenchは意図 (志向性) に関する欲求－信念モデルを破棄し、あらたにブラットマンの考え方を援用する。¹³

ブラットマンによれば、意図の理解は大部分、未来指向的意図の理解に関わっている。未来指向的意図はより大きな計画の一部として形成される。計画は単に実行されるだけでなく、形成され、保持され、結び合わされ、他の計画からの制約をうけ、補充され、修正され、再考される、等々。そのような過程が意図の理解の中心となる。¹⁴ これを受けて、Frenchはつぎのように述べる——「意図的行為は計画される。……適切な方法で計画することは、将来の行為の遂行を約束することである」 (French [1996]: 150)。¹⁵

13 1990年代半ばにおけるFrenchの意図に関する欲求－信念モデルから計画モデルへの変更については、早くにはArnold [2006]、杉本 [2007] が指摘している。しかし、VelasquezをはじめとするFrench批判者は、この変更点に着目していない。

14 ブラットマン [1987]: 14-15. French [1995]: 11の引用を一部補充。

15 本文でも述べたように、Frenchは意図と行為について欲求－信念モデルを棄却して、「将来の行為の遂行を約束する (make commitments)」計画モデルへと転換した。しかしながら、ブラットマンがFrenchと同様に、欲求－信念モデルに替わるものとして計画モデルを考えていたかといえ、そうとは思われない。ブラットマンにおいて計画は将来の行為へのコミットメントを含む心的状態 (意図) であるが、それは行為の理由としての欲求－信念を斥けるものとは考えられていないのである。たとえば、かれはつぎのように述べている。「意図 [と計画] は、選択肢が適切に関連しているかどうかや許容可能であるかどうかを決定することを可能にする特別な種類の理由、つまり**枠組み理由**となる。……これらの理由は、欲求－信念理由と張り合うものではなく、むしろ欲求－信念理由を比較考量する過程を組織化している。……一方で、予めの意図と計画は、解決すべき問題を課して、そうした問題の解決となりうる選択肢に対するフィルターとなる。他方で、

意図を計画のなかに取り込んで理解すべきだと方向転回したFrenchは、つづいて会社意図についても言及する。だが、この点での大きな記述の変更はなく、会社活動の主たる内容は計画することであり、会社のCID構造は計画モデルにたった会社志向性に支持の論拠を提供するものである、と従来の自説を述べる (French [1996]:150-51)。すなわち、「CID構造を使うことで、これら〔社内のさまざま〕人間の協調行動を、会社計画またはそのような計画の一部として実行するという会社の意図をもってなされた会社行為として、記述することが可能となる」(French [1996]:152)。会社の計画と政策は、会社が行なうことをなぜ会社が行なうかの理由を提供するものであり、会社行為に関する言明を、「たまたま会社行為者のエージェント (happen to be agents of corporate actor)」である人間の行為、理由、計画あるいは利害についての言明に還元するにはおよばないのである (French [1996]:152)。¹⁶

3-2 Velasquezの展開 (2003年)

Velasquezの主張、すなわち意図的行為主体は心身統一を必要不可欠の条件とすること、またこのような主体のみが道徳責任を負えること、このことについてはその後も基本的に変化がない。ただ、その主張を補強する二つの点を後の論文で展開している。一つは、実在の個的存在者 (a real individual entity) という概念である。これは、「世界で行為し、集団成員とは区別されたアイデンティティと存在を所有する個的存在者」を意味する (Velasquez

欲求—信念理由は、関連している許容可能な選択肢について熟慮するさいに考慮されるべき要件となる」。プラットマン [1987=1994]:65-67.ゴチックは引用文のまま。

16 ここでFrenchは会社成員を「会社行為者のエージェント (代理人)」と呼んでいる。これは行為論を意図—行為の枠組みだけではなく、プリンシパル—エージェントの枠組みでもとらえる、新しい視点の導入である。しかし、Frenchはみづから言及したこの点について自覚的であるとはいえない。ちなみに、プリンシパル—エージェントの枠組みのなかで、エージェントの一次行為がプリンシパルの二次行為となること、またその条件についての説明は、Copp [1979] によってなされている。Coppによれば、ある行為主体の行為は、それが別の行為主体の行為——一次行為 (primary action) ——を基礎としてこの行為主体に正しく帰属する場合そしてその場合にかぎり、これを「二次行為 (secondary action)」と呼ぶ。会社組織で考えれば、会社成員の一次行為は会社の二次行為を「構成する (constitute)」ことになる。Copp [1979]:177. Werhaneは、このCoppの行為論にもとづいて会社の自律的道徳性を否定するも、二次行為としての会社行為の道徳的な説明責任を問うことができるとしている。Werhane [1984]:171.

[2003] : 553)。それは実際の個体として認識されるカテゴリー——人びと、馬、牛、カエル、植物、昆虫、バクテリアなど——に言及するものであり、それ自体は個体を構成しない・個体の集合というカテゴリー——群衆、群れ、木立、堆積など——とは区別される。いま、生物学の人間からなる集合体があって、集合体にもみ帰属するある特質があり、それは集合体を構成する個々の人間には帰属させられないとする。たとえば、会社組織は同一性の継続という特性があり、これは会社成員のだれにも帰属させることはできない。しかしながら、Velasquezによれば、「集合体はその成員のいずれにも帰属しえない特性をもつという事実は、その集合体が実在の個的存在者であることを示すものではない」(Velasquez [2003] : 541)。つまり、集合体がさきに述べた「実在の個的存在者」となるわけではなく、したがってまた道德責任の帰属主体とはなりえないという。

Velasquezが補強のために展開しているもう一つは、as-if intentionality ということである。Velasquezは「心の哲学」を援用して、心的状態 (mental states) とはあること「について」の状態であること、つまりある命題内容やある対象に「向けられた」状態であること、またそのような心的状態は本質的に意識と関連しており、意識的な心だけがそのような心的状態をもつことができることを主張する (Velasquez [2003] : 558, note 38)。意識的な心をもつのは生物学的な個人だけであり、人びとの集まりには意識的な信念、意識的な意図、意識的な目的などが内在するような、字義通りのグループ・マインドといったようなものは存在しない (Velasquez [2003] : 547)。しかるに、人びとの集まりが一定の信念なり意図なりをもっているかのように記述される場合、内在的な志向性をこの集まりに帰属させているのではなく、あたかももっているかのように外から志向性をこの集まりに帰属させているにすぎない。このように外来的に仮りに帰属させた志向性を、Velasquezはas-if intentionality (仮託志向性) と呼んでいる (Velasquez [2003] : 547)。

Velasquezがとくに注目するのは、規範的な仮託志向性 (prescriptive as-if intentionality) である。¹⁷ かれが掲げる例示は、子供たちがおもちゃの兵士で

¹⁷ 仮託志向性にはもう一つ、記述的な仮託志向性 (descriptive as-if intentionality) がある。人間の志向性に十分類似させて記述することに値すると思われるパターンが示された場

遊ぶとき、「僕のおもちゃの兵士は、自分がきみのおもちゃの兵士の敵だと考えている」というものである (Velasquez [2003]: 548.ゴチックによる強調は引用者補)。この「おもちゃの兵士は……と考えている」は、仮託志向性を玩具に帰属させている表現であるが、これが成立するのは、あたかもおもちゃの兵士が互いに敵味方の信念を抱いているかのように、おもちゃの兵士に対してふるまうよう子供(たち)が言明すること(あるいは遊ぶときに約束すること)によってである。Velasquezによれば、「仮託志向性の規範的な帰属においては、ある対象やグループがあたかもある種の(内在的な)志向性をもっているかのように取り扱われるよう、一人または人びとのグループが断言し、言明し、認可する」場合なのである (Velasquez [2003]: 548)。

ここで、仮託志向性を考えるさい、考察対象が本来的に備わった意識があつてそれにもとづいて意図するということはあるえないことが基本的了解となっている。そのうえで、意図的な人間の行為に十分類似したパターンを示す場合に記述的な仮託志向性を、また関係当事者の断言、言明、認可などによる場合に規範的な仮託志向性を、その対象に帰属させる。しかるに、Frenchは、仮託志向性ではなく、人間個人がもつような文字通りの志向性を会社組織に帰属させて、これを事実命題として記述していると、Velasquezは批判する。

Velasquezは、志向性の規範的な帰属はJ.R.Searleのいう「制度的事実(institutional facts)」と名付けたものの亜種であるという (Velasquez [2003]: 559, note 46)。制度的事実とは、一グループの成員が集合的に、対象物、行為、人などにさもなければもってはいない特徴を帰属させることに同意したときに生じる。たとえば、ある種の貝殻に貨幣の特徴をもたせたり、「約束する」という発話が約束ごとをおこなう義務のもとに自分自身をおく行為であったり、あるいは王族の最長老に君主の権利を認める場合などが、これに該当する。Searleによれば、人びとの共同承認あるいは共同受容による特徴のそのよう

合、仮託志向性を対象に帰属させることが記述的になされる。たとえば、前方に障害物があっても歩行の動きを止めない玩具のロボットをみて、「ロボットは前方になにも障害物がないと考えて動きつづける」という例が挙げられる (Velasquez [2003]: 546-47)。

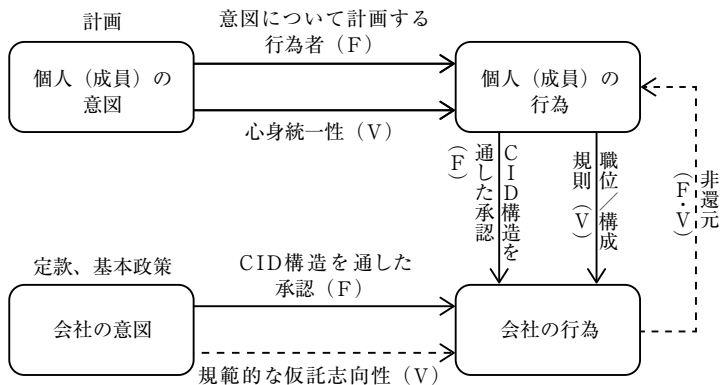
な帰属のさせ方は、わたしたちの社会制度すべての基礎となっている。¹⁸ これを受けて、Velasquezは会社組織への志向性の帰属はすべて規範的であると指摘する。たとえば、会社のCEO（最高経営責任者）が委員会を招集し、かれらに会社の基本的信念やビジョンを示すミッション・ステートメントの起草を認可したとする。その結果生じる、信念やビジョンの組織への帰属は規範的である。また、会社の成員がFrenchのいう「決定構造」を使ってある行為を実行したとする。その場合、その責任は組織に帰属し、その結果生じる帰属もまた規範的である（Velasquez [2003] : 548）。しかし、Frenchの基本的な誤りの一つは、とVelasquezは指摘する、責任のすべての帰属を記述的と想定したことである、と。それはFrenchが、責任の帰属はグループを記述するものでなければならないと考え、あることに個人が道徳責任をもつと記述される場合に個人がもたなければならない文字通りの特性をグループももたなければならない、と考えているためである。しかし、Velasquezによれば、組織への責任の帰属は記述的ではなく、すべて規範的である。そのような責任の規範的な帰属は、子供がゲームで遊ぶおもちゃの兵士やプラスチック製フィギュアのように、その基礎をなす特性とはまったく無関係に、あらゆる対象になされるのである（Velasquez [2003] : 559, note 46）。つまり、Velasquezにいわせれば、会社組織はおもちゃの兵士やプラスチック製フィギュアと同等であり、それ以上のものではないのである。

3-3 小括

FrenchもVelasquezも、当初発表した論文での主張は、その後の著作によっても基本的には変化がないといえよう。両者の基本的対立点は、会社が意図と行為の帰属主体となりうるかどうかであり、Frenchはこれに肯定的であり、またVelasquezはこれに否定的である。ただ、両者の主張であらたな点が提示されていることは注目すべきであろう。この点を図示したものを提示すれば、図3のとおりである。

Frenchは、意図の捉え方で、初期の論文に示された「欲求+信念」モデル

¹⁸ Searleのいう社会的事実、またそれを支える集会的志向性の考え方については、Searle [1990, 1995, 2010] を参照のこと。



F : Frenchの主張、V : Velasquezの主張、F・V : 両者の主張

図3 FrenchとVelasquezの意図と行為に関する主張の図示

を放擲し、「計画」モデルに転換した。会社組織を考える場合、生物学的人間と同じような〈欲求〉や〈信念〉を会社に求めるよりも、長短期の計画にもとづいて意思決定を下すという考え方の方が会社行動に適合的であると考えたからだと思う。実際、さまざまな長短期の目的や目標を達成するために、計画を立てて人々の活動を方向づけ、調整し、必要であれば修正していくという組織行動は、会社行為の記述にこそふさわしいであろう。Frenchは〈行為論〉の新潮流を組み入れることで、自説の補強をはかった。

他方、Velasquezは「仮託志向性」というあたらしい概念を導入することで、会社が意図的な行為主体であるかのように表出されるのは、対象に志向性を帰属させることを人々が合意し、そう言明し、そのようなものとして承認するからだと説明する。このような規範的な仮託志向性は、Velasquezによれば、Searleの制度的事実の亜種であるという。それは、それ自体の特徴からは生みだしえない特性をもつことを、人々が合意し、そう言明し、そのようなものとして承認するという過程を経て成立する制度的事実と同一の構造を備えているということである。しかし、だからといって会社組織が道德責任を負うことはないのは、おもちゃの兵隊やプラスチック製フィギュアが道德責任を負うことがないのと同じなのである。VelasquezはSearleの制度論を組み入れることで、自説の補強をはかった。

4. 考察

以上、会社の道徳主体性論をめぐる両者の主張をできるかぎり再現することに注力しながら紹介してきた。もちろん、両者の考察のすべてを紹介したわけではなく、本稿の目的である組織分析の有益な示唆を得るという視点から必要な個所の紹介にとどめた。本節では、その限られた範囲内から両者の説明における特徴の再確認と問題点を提示することで、組織分析において今後取り組むべき課題の明確化に努めたい。

(1) 内在的視点と外在的視点

すでに確認したように、FrenchもVelasquezも、会社行為は会社成員の行為にすべて還元して説明できるものではないということでは一致している。さまざまな会社行為とその結果（契約や協定の締結などをふくむ）は成員の交替があっても会社責任として継続していくことは、会社行為を独自の領域として成立せしめるといえよう。ただし、会社行為者性（corporate agency）に関する両者の説き方には明らかな違いがある。

さきに紹介したように、Frenchは大きな修正を2点にわたっておこなっているが（3-1）、会社が意図的行為者であることを、会社それぞれがもっているCID構造によって論拠づけるということでは一貫している。いわば、会社の行為者性を会社内部に根拠づけて説明している。それに対して、Velasquezは、会社成員の行為が会社行為としてみなされるのは、おもに構成規則という背景体系によるものだと説明する（2-2）。この構成規則ということが何を指示しているかについての言及はないが、おそらくは、法律、社会的規範や慣習、あるいはコンセンサスといった広い意味をもつものとして使われていると思われる。そのように想定できるならば、Velasquezは構成規則という会社の外側にある社会的メカニズムが会社行為を成立させていると考えているように思われる。かくして、会社行為の成立に関して、FrenchにあってはCID構造という内部的な視点からの考察が中心軸であるのに対して、Velasquezの場合は構成規則という外部的視点からの考察が中心軸となっている。

FrenchのいうCID構造は、会社内部の権限（権力）の布置と承認手続きを指している。だが肝心な点は、CID構造によって成員の意図や行為が会社の

意図や行為に合体される (incorporated) といっても、それだけで対外的な意味での会社の意図や行為とはならないということである。会社内部で権限がどのように配置されているのか、またどのような承認手続きがとられているかは、対外的にみて、つまり当該会社との取引をおこなう他の会社 (行為主体) からみて、ほとんど意味をなさない。他の行為主体にとって当該会社が交渉相手として立ち現われてくるのは、その内部のCID構造とは関係なく、当該会社が権利義務の主体として社会的に構成されているかどうかである。つまり、当該会社が社会的制度として既定の準則 (一般的には会社法) を充足して成立しているかどうかが問題となる。会社内部の意図や行為がどのように形成されるかは、取引交渉にはいった後の問題となろう (意思決定の遅速、責任所在の明瞭・不明瞭さ、等々)。Frenchにはこの外在的な視点を欠落したまま、会社の行為者性が内側からしか考察されていないのである。

他方、Velasquezの場合、(筆者が理解するかぎりでの) 構成規則によって、会社成員の行為が会社行為とみなされる点を認める。しかし、外在的な視点から会社行為を認めるとはいえ、会社行為の因果的責任は会社の成員にあることを強調する。すなわち、「組織について真に記述され、個々の成員のいずれについても必然的に記述されない組織行為Aがある場合、 x 、 y 、 z がAについて因果的責任があるような、個別の組織成員 x 、 y 、 z がつねに存在する」(Velasquez [2003]: 543)。さらに、この会社成員 x 、 y 、 z は「個人の心の中にある・組織についての内部的な欲求や信念を通して行為する」のであって、「幽霊のような組織精神 (ghostly organizational spirit) を通して作用するのではない」という (Velasquez [2003]: 544)。Velasquezのいう会社はその内部からみれば個別の個人の集合体以上のものではない。成員のおのおのは自らの会社に関する「内部的な欲求や信念を通して行為する」。だが、ここで問題なのは、組織に関する個人のいかなる「欲求や信念」が会社成員の行為として調整され統合されていくのか、その内部的な過程については一切触れられていないことである。また、個人の目的・目標とは異なる会社の目的や目標があるとすれば、それはどのように形成されるのか、同じく会社の目的・目標は個人の「欲求や信念」にいかにか影響を与えていくのかについても言及されることはない。Velasquezには組織の内在的な視点を欠

落したまま、会社行為が外側からみた会社の行為としてのみ記述されているのである。

それゆえ、会社という組織行為の分析にあたっては、内部的な視点と外部的な視点を両方とも組み込んだモデルを構築していく必要があると考える。

(2) 個人モデルと集合モデル

会社道德主体性をめぐるFrenchとVelasquezの違いは、Velasquezみずからの括り方によると、(方法論的)集合主義者と(方法論的)個人主義者の見方の違いとして対蹠させられている(Velasquez [2003])。しかし、両者の違いは方法論的にみるかぎり、実はそれほど対立的ではないように思われる。すでに図2あるいは図3に示したように、Frenchにあっても意図-行為モデルの根本は個人に置かれているのであり、会社の意図と行為は基本的にこの個人モデルの延長線上で考えられている。もちろん、Frenchの場合、個人行為の単純なる総和が会社行為とされているわけではない。会社の組織図(権限系統図)と決定の承認規則(経営基本政策)からなるCID構造をとおして個人行為が会社行為へと「合体される」。だが、集合行為はこのように説明されているものの、集合意図の方はどうなっているのだろうか。

Frenchにあっては、会社成員(個人)の意図の集合がそのまま会社意図となるわけではない。Frenchによれば、会社意図は定款、会社の基本政策、ミッション・ステートメント、年次報告書におけるトップマネジメントの挨拶等に示されるという。それらは個人の意図の合計ではありえず、さらに特定グループの意図(たとえばトップマネジメントの意図)でさえないかもしれない。グループを構成する個人の意図と会社意図とが異なる場合があるからである。たとえば、すでに紹介したFrenchの例示によれば、ガルフ石油会社のカルテル参加問題について最終決定する経営者が仮に個人的に賄賂を受けて賛成の投票を行ったとしても、カルテル参加はガルフ石油会社の基本方針——収益を高めるという方針(会社意図)に合致した会社行動となるのである。そうであれば、Frenchの場合、そもそもの会社意図はだれによって、どのよう

に形成されるのであろうか。¹⁹ 他方、Velasquezについては、前項（1）で述べたように、個人の意図（欲求－信念）がどのように会社行為を形成するかについてのメカニズムが説かれていない。

それゆえ、個人の意図－行為モデルを基本として、その延長線上に会社という集合体の意図－行為モデルを構築できるのか、という根本的な問題が浮かび上がってくる。もし、ここに難点があるならば、一つの問題解決の仕方は意図そのものを放棄して、会社行動を分析していくことであろう。会社責任論が刑法的な考え方で進められているかぎり、会社の「意図」が問題とならざるをえない。しかし、そのような刑事責任ではなく、いわゆる不法行為責任を会社行為について問うという仕方であれば、会社の意図は不問にふされることになる。²⁰ しかし、この方法は、会社の賠償責任の帰責には応用できても、会社の道徳責任を問うということにはならないであろう。会社組織に道徳責任を帰属させることができるか否かという問題以前に、道徳責任は行為主体の「意図」を抜きにしては論じることができないからである。そこで考えられるもう一つの難点の解決方法は、会社組織を分析にする場合、**成員の個人意図－行為**からではなく、**成員間の集合意図－行為**のモデルを最初から組み立てていくことであろう。この方面では、哲学の分野で集合志向性（collective intentionality）やグループ行為者性（group agency）という形で研究が積み重ねられており、今後はその研究成果を会社組織論に取り込んでいく必要があると考える。²¹

19 方法論的個人主義の立場にたつ Keeley によれば、組織の目的（目標）と組織のための目的（目標）とは区別すべきであるという。Keeley の立場からして「組織の目的」が組織それ自体によってたてられることはない。しかし、「組織のための目的」は組織成員によって形成される。会社意図に関する主張の多くは、組織の目的と組織のための目的を区別せずに混同しているという。Keeley [1981] : 153. しかし、Keeley のこの区別を認めたとしても、成員の利害関係の不一致とゼロサム関係からして、組織のための目的（目標）さえも統一化されることはないとするれば (*ibid.*)、これは一種の不可知論となるのではないだろうか。

20 この方法は Gibson [1995] が提唱しているものである。不法行為責任では「通常人 (reasonable person)」が想定されているように、会社責任を考える場合にも「通常会社 (reasonable corporation)」を想定すべきであるという。 *ibid.*, p.766.

21 これら集合性の主題に関するおもな研究業績をサーベイしたものとして Schweikard and Schmid [2013] がある。また、集合意図－集合行為にもとづく会社行為の解釈の試みの一つとして Arnold [2006] がある。

参考文献一覧

- Arnold, Denis G. [2006], "Corporate Moral Agency," *Midwest Studies in Philosophy*, vol.30, no.1, 279-291.
- ブラットマン, マイケル・E. (Bratman, Michael E. 門脇俊介・高橋久一郎訳) [1987=1994] 『意図と行為』 産業図書. 原題は *Intention, Plans, and Practical Reason*.
- Copp, David [1979], "Collective Actions and Secondary Actions", *American Philosophical Quarterly*, vol. 16, no.3, 177-176.
- Danley, John R. [1999], "Corporate moral agency," Frederick, Robert E.(ed.), *A Companion to Business Ethics*. Blackwell Publishers., 243-256.
- デイヴィッドソン, D. (Davidson, Donald, 服部裕幸・柴田正良訳) [1980=1990] 『行為と出来事』 勁草書房. 原題は *Essays on Actions and Events*.
- デュルケム, エミール (Durkheim, Émile. 宮島喬訳) [1895=1978] 『社会学的方法の規準』 岩波文庫. 原題は *Les règles de la méthode sociologique*.
- French, Peter A. [1979], "The Corporation as a Moral Person," *American Philosophical Quarterly*, vol.16, no.3, 207-215.
- French, Peter A. [1995], *Corporate Ethics*. Harcourt Brace College Publishers: Fort Worth.
- French, Peter A. [1996], "Integrity, Intensions, and Corporations," *American Business Law Journal*, vol.34, no.2, 141-55.
- Gibson, Kevin [1995], "Fictitious Persons and Real Responsibilities," *Journal of Business Ethics*, vol.14, no.9, 761-767.
- Keeley, Michael [1981], "Organizations as Non-Persons", *The Journal of Value Inquiry*, vol.15, no.2, 149-155.
- 宮坂純一 [2018] 『なぜ企業に倫理を問えるのか —企業道徳的主体論争を読み解く—』 萌書房：奈良市
- Schweikard, David P. and Hans Bernhard Schmid [2013], "Collective Intentionality," in *the Stanford Encyclopedia of Philosophy*. <https://plato.stanford.edu/entries/collective-intentionality>.
- Searle, John R. [1990], "Collective Intentions and Actions", in Philip R.

- Cohen, Jerry Morgan, and Martha E. Pollack (eds.), *Intentions in Communication*. The MIT Press: Cambridge, Mass., 401-415.
- Searle, John R. [1995], *The Construction of Social Reality*, Free Press: New York.
- Searle, John R. [2010], *Making the Social World. The Structure of Human Civilization*, Oxford University Press: Oxford. 三谷武司訳 [2018] 『社会的世界の制作—文明の構造』 勁草書房
- 杉本俊介 [2007] 「企業の道徳的行為者性を巡る論争」『哲学の探求』第34号, 103-125.
- Velasquez, Manuel G. [1983], “Why Corporations Are Not Morally Responsible for Anything They Do,” *Business and Professional Ethical Journal*, vol.2, no.3, 1-18.
- Velasquez, Manuel G. [2003], “Debunking Corporate Moral Responsibility,” *Business Ethics Quarterly*, vol.13, no.4, 531-562.
- ヴェーバー, マックス (Weber, Max. 清水幾太郎訳) [1922=1972] 『社会学の根本概念』 岩波文庫. 原題は *Soziologische Grundbegriffe*.
- Werhane, Patricia H. [1984], “Corporations, Collective Action, and Institutional Moral Agency,” in W. Michael Hoffman, Jennifer Mills Moore, David A. Fedo (eds), *Corporate Governance and Institutionalizing Ethics. Proceedings of the Fifth National Conference on Business Ethics*. Lexington Books: Toronto., 163-171.